

工事請負契約等に係る入札参加停止

競売入札妨害又は談合の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社佐藤渡辺
代表者氏名	代表取締役社長 鎌田 修治
本店所在地	東京都港区南麻布1-18-4
停止期間	6か月

3 入札参加停止の理由

株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、令和4年9月に福島県石川町が入札執行した工事を巡り、令和6年10月に郡山区検察庁から談合罪で略式起訴され、郡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年1月23日から令和7年7月22日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第6号

措置要件	措置期間
有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	6か月以上24か月以内